

＜1. 現状と課題＞

- 下水道や浄化槽等の汚水処理施設は、生活環境の改善、河川等の公共用水域^(注1)の水質保全等、衛生的で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものです。本市では、下水道の整備を市街化区域において優先的に進めるとともに、下水道が利用できない区域では合併処理浄化槽による汚水処理を実施し、汚水処理人口普及率は令和2(2020)年度末で97.1%まで上昇しています。

【下水道の整備と管理】

- 本市の下水道計画は、市域の約83%に当たる7,110haを整備の対象としており、直近20年間で約3,000haを整備した結果、下水道普及率は令和2(2020)年度末時点で90.0%と高い水準です。また、下水道整備の効果として河川の水質は大幅に改善されました。
- 下水道施設の老朽化は、道路陥没や下水処理機能停止等の事態を招く恐れがあります。令和2(2020)年度末において整備済の管路約1,500kmのうち約350kmが、整備後30年を経過し、今後20年以内に標準耐用年数を経過することから、計画的な点検・調査及び改築に着手しています。
- 下水道事業は平成30(2018)年度から公営企業会計へ移行し、経営や資産等の状況の把握が可能となりました。また、令和2(2020)年度に中長期的な経営計画である「下水道事業経営戦略」を策定し、この中で10年間の「投資・財政計画」を定めました。

【し尿処理体制の充実】

- 単独処理浄化槽は、トイレ以外の生活雑排水の処理ができず、合併処理浄化槽に比べて有機汚濁の排出量が8倍にもなることから、市内河川や下流の海域の水質への影響が懸念されます。本市では、単独処理浄化槽の基数が、平成27(2015)年度の20,733基から令和2(2020)年度の11,081基へと減少傾向にあるものの、更に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。
- 浄化槽は設置後年数が経過しているものが多く、老朽化に伴い発生した不具合が修繕されることのないまま使われ続けるケースもあり、浄化槽の不適正管理が水質悪化を招く恐れがあります。
- 公共下水道の整備に伴い、し尿・浄化槽汚泥の搬入量が減少しており、その処理施設である西浦処理場は、処理下限値を下回ることが今後予想されることから、搬入量に合わせた再整備が必要です。

＜2. 施策の方向＞

施策1 下水道の整備と管理

生活環境の改善や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域の下水道整備を優先的に進め概成を目指すとともに、市街化調整区域の下水道整備について検討を行います。

下水道事業を持続可能かつ安定的な運営とするため、計画的な点検・調査及び改築を行うほか、経営状況や社会情勢の変化等を踏まえた計画的・効率的な経営を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 公共下水道の整備
- ◆ 下水道施設の計画的な老朽化対策の推進
- ◆ 下水道事業の投資・財政計画に基づく経営の実行及び計画の推進・改善

施策2 し尿処理体制の充実

生活排水を浄化槽で適切に処理し、公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽の適正管理を啓発するとともに、合併処理浄化槽への転換を促進します。

西浦処理場については、し尿・浄化槽汚泥の搬入量に合わせた処理施設にするとともに、濃縮した汚泥を再生可能エネルギーの原料として供給できる施設として再整備を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 高度処理型合併処理浄化槽^(注2)の普及促進
- ◆ バイオマス^(注3)の利活用を行う前処理施設への西浦処理場再整備